

## 第6章 生活指導

### 1 児童生徒との信頼関係

生活指導は、学校生活に対する適応上の問題や心理的な面の問題を抱えている児童生徒だけを対象とするのではなく、すべての児童生徒を対象として、人格形成をより望ましい方向に押し進めるとともに、これからの社会をたくましく生き抜く力を育成するための指導です。この指導を有効に行うためには、児童生徒と教員との信頼関係が成立していることが何よりも大切です。

#### ◇信頼関係が成立するために大切なことは

- ①教員と児童生徒とが相互に人格を尊重しあうこと。
- ②児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であるとの認識をもつこと。
- ③教員も同じ人間として児童生徒と共に成長する気持ちをもつこと。

#### ◇児童生徒との関係をつくるために大切なことは

- ①わかる、楽しい、充実感がある授業をつくり、学力を向上させること。
- ②言葉だけでなく自ら動くこと。
  - ア 様々な場面でのコミュニケーション
  - イ トラブルに対してすぐに動く
  - ウ ほめる、情熱をもって動く
  - エ 児童生徒との距離を保つ
- ③家庭との連携を充実させること。
  - ア 学級通信：単なる行事連絡や学校の様子への報告にせず、担任の教育観を打ち出すこと。
  - イ 日頃の連絡：子供を肯定的にとらえて適時、よいことや努力していること等を家庭へ連絡すること。
  - ウ 学年保護者会：単なる連絡会にせず、学年の教育方針等を丁寧に説明すること。
- ④地域との連携
  - PTAの委員会や地区懇談会では、教員として具体的実践例や意見をしっかりと発言することが大切です。

### 2 コミュニケーションのとり方

- ①あいさつはコミュニケーションの始まり
  - あいさつは子供との最初のコミュニケーションです。あいさつは教員と子供との間に安心して本音を語れる信頼関係を作り、保つためのコミュニケーションです。
- ②あいさつのポイント
  - ア 子供の方を向く（体を向け、相手を見る）。
  - イ 子供に合わせる（教員が子供のあいさつの仕方に応じてあいさつを返

- すことで、子供は教員に親近感をもつ)。  
ウ 一言添える (その子供の興味や関心のある事を話題にする)。

### 3 教育相談、カウンセリング・マインド

#### ①教育相談のポイント

- ア 相談にあたっては、他の子供のことなどを思い浮かべながら聞くのではなく、目の前にいる子供のことだけを考えましょう。
- イ 子供の話をじっくり聴き、子供の立場に立って考え、子供を肯定的に理解するように努めましょう。
- ウ 自分自身の心を開き人間としてのありのままの姿で子供に接し率直に語ります。
- エ 自分のももの見方や感じ方などの傾向を自覚するとともに、他の教員の意見などを参考にして、自分の価値尺度だけで子供をみようと思わず、子供の立場に立った見方によって児童生徒の理解に努めることなどが重要です。このように児童生徒に対して共感的に理解しようとする姿勢や態度を「カウンセリング・マインド」と言い、すべての教員が身に付ける必要があります。

#### ②慎むべき教員の言動

当然のことですが、次のようなことは教員としてしてはならないことであることを肝に銘じましょう。

- 人格の無視 (暴言、体罰等)    ○私的感情に基づく指導
- 先入観に基づく指導    ○子供の気持ちや体面などの無理解
- 否定的な見方による指導    ○不公平な指導

### 4 長期欠席への対応

#### ①早期発見のポイント

不登校は、多くの場合何らかの前兆を伴います。発見が遅れば遅れるほど、指導の効果を上げにくくなるので、小さいサインを見逃さず、早期に適切な援助をすることによって、長期化せずに解決することができます。

#### ②学校での兆候

- 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多くなる (保護者から、風邪・頭痛・腹痛など欠席の連絡があっても、継続的に繰り返される場合は要注意です)。
- 身体の不調を訴え、保健室に行くことが多くなる。
- 休日の翌日や特定の教科の日に欠席が多くなる。
- 休み時間に友達と過ごさず、保健室や人のあまり行かない所へ行くようになる。
- 部活動や委員会活動を休みがちになり、やめたがる。

#### ③家庭での兆候

- 前の晩には学校へ行く準備をするが、翌朝になると起きてこない。
- 朝、登校を促すと、腹痛・頭痛・下痢・発熱などの身体症状を訴え、休

- みたがる。保護者が学校に欠席連絡すると元気になる。
- 食欲がなく、顔色が悪くなる。
  - 朝食や身支度に時間がかかる。休まないが、ぐずぐずして遅刻するようになる。
  - 夜更かしをし、「眠れない」と言うようになる。
  - 急に戸外で遊ばなくなり、自分の部屋に閉じこもることが多くなる。
  - 家族との会話が少なくなり、避けるようになる。

## 5 個に応じた指導

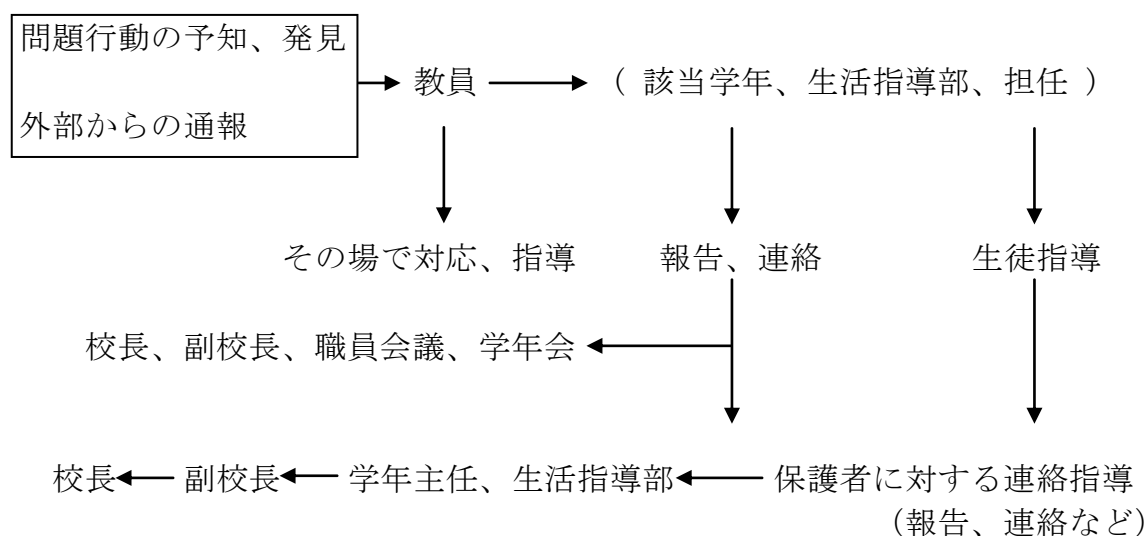
次のようなきめ細かく柔軟な個別指導・具体的な取り組みが必要です。

- ①校内の指導体制及び教員等の役割
  - ア 学校全体の指導体制の充実
  - イ コーディネータ的な不登校対応担当の役割の明確化
  - ウ 教員の資質の向上
  - エ 養護教諭の役割と保健室・相談室等、教室以外の「居場所」の環境・条件整備
  - オ スクールカウンセラーや心の教室相談員等の外部人材との連携協力
- ②情報共有のための個別指導記録の作成
- ③家庭への訪問等を通じた児童生徒や家庭への適切な働きかけ
- ④不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

## 2 生活指導の手順

### (1) 報告・連絡・相談の徹底と迅速・的確・誠実な対応

問題行動に対しての指導



## (2) 頭髪・服装・あいさつの指導(中学校の例)

### ①頭髪

- ・中学生らしい清潔で簡素なものにする。
- ・染色、脱色、パーマ等は認めない。
- ・整髪料等で髪をかためている時は、指導をする。

### ②服装

- ・学校で定められた標準服を着用する。
- ・身だしなみをきちんとさせる。(シャツ等は出さない。)
- ・儀式の際は、ネクタイを着用する。
- ・寒い場合は、ブレザーの下にセーター、ベストなど着用することができる。しかし、派手なものはさける。
- ・コート類に関しては、学校で認めたものとする。
- ・帰宅後に登校する場合も、標準服で登校する。(部活動の場合は、体操着でもよい。)

### ③挨拶

- ・気持ちよく明るい挨拶ができる生徒を育てる。
- ・「あいさつ運動」等を活用し、教員からも積極的に「おはよう」「さようなら」など声をかける。
- ・各授業の初めと終わりの挨拶を、しっかり行う習慣を身につける。

## (3) トラブルへの対応

※学年・学級で指導に差が出ないように教員間の共通理解を深め、共通の行動をとる。

《学級の問題》・・・指導教諭等から指導・助言を受け、担任が中心に指導する。

《学級で処置ができない場合》・・・学年の生活指導担当の教員を中心に指導する。

《学年で処置ができない場合》・・・校内分掌の生活指導部が中心となって、進行する。

《学校で処置ができない場合》・・・校長・副校長・生活指導主任を中心に進行する。

### ①問題傾向のある児童生徒への取り組み

#### ●問題を抱えた児童生徒に対する指導

- ・小さい事でも教員間の連絡を密にし、共通理解を持ち一貫性のある指導を行う。
- ・多くの教員が声をかけるように心掛け、学年学級を超えてその時その場で注意する。また、児童生徒がぞんざいな言い方をした場合も、そ

の場で注意をする。

- ・日頃から、児童生徒とのつながりを重視し、問題の早期発見・早期対応を心掛ける。

## ②生活指導部の主な役割

- ・生活指導部は指導に一貫性をもたせるため、学年間の意見交換等の窓口となります。
- ・児童生徒の指導にあたっては事前に情報交換、問題傾向の把握、諸問題の対応等について検討します。
- ・生活指導上の問題が発生した場合には学校全体の立場から対応を検討し、具体的な指導の方針を示した上で指導に当たります。

## (4) 事後のケアについて

児童生徒理解に努め、よりよい人間関係をつくるよう次のようなことに心がけます。

- ・児童生徒の現状、とりまいている環境などへの理解を深めることが大切です。
- ・学級担任、教科担任、部活動顧問、家庭、地域とも連絡を取り、児童生徒一人一人を大切にし、児童生徒の適性に応じた指導を続けることが大切です。そのために、日頃から情報収集等に心がけ、教員間の情報交換を密にしましょう。
- ・児童生徒と接する機会（場面）をできるだけ多くもち、心の触れ合いの中で共感を大切にしましょう。そして、温かみを持って指導にあたることが基本ですが、「ならぬことはならぬ」と厳しい指導も、時には必要です。

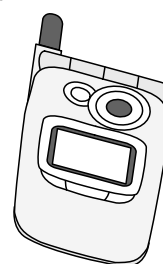
## 3 安全指導

### (1) 学校事故対応 初期対応と組織対応

学校事故とは学校管理下における事故のことです。登下校中、授業中、休み時間や放課後、部活動中の事故、給食中の事故も考えられます。いっどこで、どんな事故が起こるか分かりません。どんな場合でも、最も大切ことは児童生徒の生命・安全を守ることです。そのためには的確な初期対応と、組織で対応することが必要です。このことを踏まえて各学校ではそれぞれの事故にどう対応するか、事故対応のマニュアルを作成しています。万が一の時に冷静に判断し行動できるように、それらを熟読しておくこと、すぐに見ることができる場所に置いておくことが大切です。また、救命救急法、AEDの操作等を身に付けておくとい良いでしょう。

### (2) 情報事故 情報モラルと被害防止

小中学生の間でも携帯電話やインターネットの使用が日常的になっています。児童生徒が、出会い系サイトで事件に巻き込まれる、架空・不当請求、チェーンメールや掲示板の書き込み等の被害



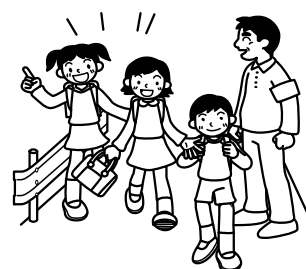
者、そして時には加害者になることもあります。正しく使うためのルールとマナーを身に付けるためにはフィルタリング等の契約内容を含めて、家庭と連携・協力していくことが必要です。また、学級活動やセーフティ教室等で情報モラルの徹底と被害防止に努めることが大切です。

### (3) 児童生徒をとりまく環境整備

児童生徒が今どんな危険にさらされているか、その危険を排除するためにどのような環境整備が有効なのか考え取り組むことが必要です。環境整備には「物」の整備と「人」の整備があります。両方の観点から有効な整備を行うことが大切です。

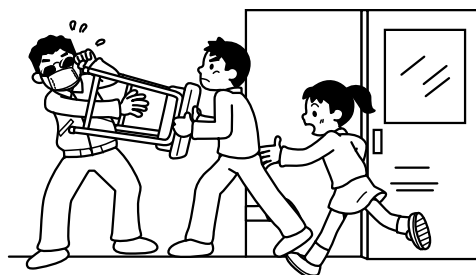
例 物的環境の整備：校内の施設整備点検で把握した危険箇所を整備する。

人的環境の整備：登下校中の安全を守るため保護者、地域の方の「見守り隊」を組織する。



### (4) 未然防止 安全管理と安全教育

未然防止のためには、教員が中心になって行う施設設備の安全点検や教育計画に基づいて行われる避難訓練、セーフティ教室、防犯訓練等の充実が必要です。また、授業や行事の指導計画には必ず安全への配慮事項を明記しましょう。



しかし、本当の意味で未然防止を図るためには、児童生徒を「守られる存在」から、「自ら守る存在」に変えることが必要です。このため東京都では児童生徒が、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てるために、「安全教育プログラム」を作成し全教員に配布しました。この内容を基本として各学校・学級で児童生徒の発達段階に応じた安全教育に計画的・継続的に取り組むことが必要です。

## 4 さまざまな連携

児童生徒の健やかな成長のために、保護者との連携は欠かせません。保護者とよく話をし、問題を解決することが必要です。また、問題によっては、関係諸機関等との連携が必要になってくることもあります。



### (1) 保護者との連携

- ・情報収集をしっかりと行う。

本人や関係者から話をよく聞き、事実関係や原因の把握をしっかりと行ってから対応することが大事です。情報収集が不十分なまま行くと、学校に対して不信感を抱かせ逆効果です。

- ・保護者を追いつめない。

子供のことを頭ごなしにけなしたり、保護者を責めたりしてはいけません。保護者が子供の問題を正しく受けとめられるよう、冷静に事実を話し、共感しながら接しましょう。保護者が心を開いて、子供のために学校と協力してやっていこうという気持ちをもてるように、話をすすめることが大切です。保護者の話は、じっくりとよく聞きましょう。最後には、「大変でしょうが、〇〇さんのために、いっしょにがんばりましょう。」という励ましの言葉も添えると、保護者の気持ちも安らぐ場合もあります。

- ・難しい対応を迫られたときは、独断の結論を出さない。

難しい対応を迫られた時は、「学年の教員や生活指導主任や管理職と相談して、迅速に対応します。」と話し、誠意を見せながらも、即答は避けます。

ただ、すべて学年の教員や管理職任せではいけません。自分ならこう対応したいという考えをしっかりともち、先輩教員や管理職に相談しましょう。

また、学年の教員や管理職に同席してもらうことも考えてみましょう。

### (2) スクールカウンセラーとの連携

学校には、定期的に臨床心理士であるスクールカウンセラーが来ています。スクールカウンセラーは、子供・保護者・教員の相談に応じます。心配な子供がいたら、相談してみましよう。

### (3) 関係機関との連携

問題によっては、先輩教員や管理職に相談しながら、関係機関とも連携します。

#### 【主な関係諸機関】

教育委員会・児童相談所・教育センター・わかば教室・警察・民生児童委員・子ども家庭支援センター・八王子少年センター 等

「生活指導主任」から生活指導のコツを教えてください、下にまとめてみよう

